

〔条例等の制定〕

(中小企業振興①)

4 建設工事の受注事業者に対する地元業者の下請利用の義務付けについて

市が、競争入札の実施に当たって、一定の条件を付すこと自体は、独占禁止法上の問題ではないが、一般的な要請を超えて、建設工事の受注事業者に対して下請発注時に地元業者の利用を義務付けることは、受注事業者の自由な事業活動を制限することとなるほか、地元業者と地元業者以外の事業者との競争が失われることにより、地元業者の競争力を弱め、かえって地元業者の健全な育成を阻害するおそれがあることに留意する必要がある。

1 相談の要旨

D市は、市内の建設業者で構成する事業者団体から受けた要望において、近年公共工事の発注金額が減少傾向にあり、地元の中小建設業者の受注機会を確保するため、D市発注の建設工事において受注事業者が工事を下請発注する場合、地元業者を優先させた発注を行うよう求められている。

当該要望を受けて、D市では、地元業者の受注機会の確保を目的に、一般競争入札の方法により発注する建設工事の受注事業者に対し、工事を下請発注する場合における地元業者の利用を義務付け、その旨を条例に規定することを考えているが、独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。

2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

- (1) 本件は、D市が、地元の中小建設業者の受注機会の確保を図るため、条例において、一般競争入札の方法により発注する建設工事の受注事業者に対し地元業者の下請利用を義務付けるというものである。
- (2) 一般に、行政機関が、法令に則り、どのように入札を行うかは、独占禁止法上の問題ではなく、当該行政機関の判断に委ねられている。
- (3) 本件は、地元の中小建設業者の受注機会の確保という目的の下、一般競争入札の方法により発注する建設工事の受注事業者の下請利用を地元業者に限定するものであり、このような要件の設定自体は独占禁止法上の問題ではない。

その上で、D市が、受注事業者に対して、下請発注する事業者を地元業者に限定させるに当たって、受注業者に対する一般的な要請によって行う場合には、地元業者も含めてどの事業者に発注するかについては、当該受注事業者の自主的な判断に委ねられるが、一般的な要請を超えて受注事業者に対して地元業者の下請利用を義務付ける場合には、受注事業者は、下請発注する

事業者を自由に決定することができず、当該受注事業者の自由な事業活動を制限することとなる。また、受注事業者に対して地元業者の下請利用を義務付けることによって、地元業者と地元業者以外の事業者との競争が失われることにより、地元業者の競争力を弱め、かえって地元業者の健全な育成を阻害するおそれもある。

3 結論

市が、競争入札の実施に当たって、一定の条件を付すこと自体は、独占禁止法上の問題ではないが、一般的な要請を超えて、一般競争入札の方法により発注される建設工事の受注事業者に対して、下請発注時における地元業者の利用を義務付ける旨を条例に規定することは、それによって受注事業者の自由な事業活動を制限することとなるほか、地元業者と地元業者以外の事業者との競争が失われることにより、地元業者の競争力を弱め、かえって地元業者の健全な育成を阻害するおそれがあることに留意する必要がある。